

令和6年第2回川場村議会定例会会議録第1号

令和6年6月5日（水曜日）

議事日程 第1号

令和6年6月5日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第33号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第34号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第35号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認について（令和5年度川場村一般会計補正予算（第7号））
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認について（令和5年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 6号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第13 報告第 1号 令和5年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第 2号 令和5年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	宮 内 好 美 君	4 番	細 谷 市 衛 君
5 番	角 田 文 雄 君	6 番	丸 山 敏 雄 君
7 番	津久井 俊 雄 君	8 番	星 野 孝 之 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭 一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	戸 部 正 紀 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	横 坂 徹 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和6年第2回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第2回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、条例の一部改正案をはじめ、一般会計補正予算案などの議案の提出が予定されておりますが、議員各位には慎重審議、適切な議会運営に努められますことをご期待申し上げますとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第2回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

去る5月28日に、田園プラザ内の水田で小学校5年生による「田植祭」が開催をされました。あいにくの雨の中ではございましたが、伝統の衣装に身を包んだ児童による「田植祭」の再現に、報道関係者や多くの一般の見学者も訪れ、川場村の春の風物詩として定着をしてくております。舞台となる田んぼの管理や当日の子供たちの準備、田植の補助や指導、あるいは「田植え式唄」の披露など、田植祭開催にご尽力をいただきました多くの皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

米作りに関しましては、昨年は全村的に大変な水不足になり、どの地区においても水のやりくり大変な苦労をされておりました。今年はそういった声も聞かれず、どこの田んぼでも順調に田植が済んだようでございます。改めて自然の力の大きさと恵みの大切さ、また自然環境を守っていくことの大切さを痛感しているところでございます。

さて、川場学園の施設整備につきましては、本年12月末竣工を目指して順調に工事が進んでいるところでございます。現在は増築部分の基礎工事が完了し、子供たちの授業に支障がない夏休み期間中に集中して建て方等の工事を進める工程となっております。

工事が安全に、そして工程どおりに進捗し、川場学園がスムーズに開校の運びとなるよう工程管理を徹底していきたいと考えております。

国政におきましては、政治資金規正法の改正案について審議中であり、与野党間の駆け引き、論戦が繰り広げられているところでございます。

また、長引く円安傾向では、工業製品の輸出入や観光業など、よくも悪くも日本経済や国民生活に

大きな影響を及ぼし続けておりまして、中学生の国際交流事業などを行っている本村におきましても少なからず影響があることから、今後も注視をしていく必要があると考えております。

さて、本定例会にご提案する案件は、条例の一部改正1件、補正予算案1件、規約の変更に関する協議1件、専決処分の承認4件、繰越明許費計算書の報告2件の、合わせて9件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番宮内議員、4番細谷議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月12日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る5月13日、利根郡町村議会議長会の総会が開催され、役員の改選が行われました。お手元に配付してある総会結果のとおり、会長にみなかみ町の石坂 武議長が選任されました。副会長に昭和村の片柳悦夫議長が選任されました。また、幹事には、片品村の萩原正信議長と私が選任されました。

5月26日、全国町村議会議長会による令和6年度町村議会議長・副議長研修会が、東京都千代田

区、東京国際フォーラムで開催され、出席してまいりました。

研修会のテーマは、「議員のなり手不足は住民自治の危機その打開の道を探る」「ハラスメント自治体議員が注意すべきポイント」「将来の地方議会を担うのは誰か」と、いずれの講義もすばらしいもので、今後の議会活動の参考となる講義でした。

5月29日、群馬県市町村会館において、群馬県町村議会議長会の臨時総会及び町村議会議長・事務局長研修会が開催され、出席いたしました。

臨時総会においては、幹事が補欠選任されました。お手元に配付してある総会結果のとおり、幹事には、明和町の坂上祐次議長が選任されました。

また、研修会では、「議会運営の実務」と題して、全国町村議会議長会議事調査部参与赤羽正法氏より講義を拝聴しました。

大変勉強になる講義であり、有意義な研修となりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） それでは、受理番号3番を総務文教常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

最初に、川場ベースの利活用についてお伺いします。

昨年10月に、住民が安心して生活できるための拠点施設、川場ベースが完成いたしました。川場ベースは、役場庁舎、交流ホール、村の学習館、エネルギーセンターなどの複合施設であり、行政、

経済、そして文化の拠点となる、村の多くの可能性を含んだ施設であります。３月には川場ベースを拠点としたイベント、「カワバフェス’ 24 春」が初めて開催されました。移住や空き家活用などの相談会、川場学園学校説明会、防災訓練の炊き出し、かわばマルシェや特産品市、キッチンカーの出店などもあり、多くの来場者でにぎわいを見せていました。

そこで、このイベント「カワバフェス’ 24 春」を実施して、どのような事業効果があったのか、また数値で示せる実績についてお伺いしたいと思います。さらに、今後、この川場ベースを活用したイベントや催物を具体的にどう行っていくのか。今年度の開催予定のものや今後の利活用計画についてお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本年３月２３日土曜日、移住相談会や催物、物産展などを同時に開催する複合イベントを、川場ベース内で、「カワバフェス’ 24 春」として開催をいたしました。その事業効果と実績についてお答えをいたします。

全体の一般来場者数は、約５００人でありました。

その中で、初めに、移住コーナー関係の実績と効果ですが、求人企業のPRコーナーとして川場リゾート、ふるさと公社、永井酒造など９事業者の参加がありました。土地建物なんでも相談会では、関工務所、群馬県宅建協会沼田支部にご協力をいただきました。移住相談会では、群馬県とぐんま暮らし支援センターにご協力をいただきました。その効果といたしまして、移住相談や就労相談が３件ありました。内訳としては、東京都内在住の１家族、千葉県在住の１家族、神奈川県在住の１家族でありました。

次に、催物関係ですが、宮内教育長による川場学園の説明会では、約１００人が来場いたしました。物産コーナーでは、川場村物産展に１０事業者、マルシェに１７事業者、キッチンカーに１０事業者の参加がありました。こちらは村内の家族連れや小中学生も入場され、地域コミュニティーの創出や川場ベースの宣伝効果につながったと感じております。

そのほか、ヨガイベントやeスポーツ大会、絵本読み聞かせイベントやユーチューバーコンサートなど、川場ベースの利活用につながりました。

最後に、メディアの露出ですが、上毛新聞と読売新聞に掲載、広告配信としてグーグルディスプレイ広告にて、総表示回数１４０万９、２９３回、プレス配信としてウェブ記事３１媒体で取上げられました。また、移住ポータルサイト「ぐんまな日々」で掲載されるなど、メディア露出による川場村の観光及び移住PRに対する効果は計り知れないものがあつたと感じております。

２番目のご質問の、今後の川場ベースの活用についてでございますが、３月に開催をいたしました「カワバフェス’ 24 春」につきましましては、今年度も開催を予定しております。新規に同規模の大き

なイベントを立ち上げることは、すぐにはなかなか難しいことではありますが、文化祭や花火大会など、既存行事に絡めた活用などを今後検討していきたいと考えております。

また、行政主体の行事に限らず、村民が中心となったイベント等の活用などができれば、地域振興にもつながるものと思いますので、利用の相談や申込みがありましたら前向きに取り組んでまいります。議員皆様におかれましても、村の活性化につながるようなアイデアがありましたら、ぜひともご提案をいただきたいとお願いする次第であります。

ちなみに、交流ホールのこれまでの活用実績を申し上げますと、役場や村の会議等の利用を除く村民や村内団体の利用では、供用開始以来11回、延べ約500名の方が利用されております。また、川場ベースの活用の一環といたしまして、むらの学習館の、昨年11月から本年4月までの利用者は、延べ2,286名ほどになりました。そのうち学習の場として活用された方が1,470名、そのほか図書の利用を目的に訪れた方が816名となっております。利用者は小学生から中学生、高校生、一般の方、あるいは小さいお子さんを連れた親子等、幅広い層の利用者が来館をしております。

引き続き、たくさんの村民が楽しく有意義に利活用できる場所となるよう施設運営に努めてまいります。

村の100年先を見据えた事業として整備をした川場ベースでございますので、役場機能だけではなく、村民が集う生きた施設となるよう利活用を考えてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご指導いただきますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございます。

今年度もイベントを実施していくということでございますが、今まで体育館で行っていた文化祭の開催などを、コンパクトに、こちらで考えられないでしょうか。

また、交流ホール、村民、村内で11回、500名ほどの利用ということでございますが、民間活用をもっともっと図って、多目的に企画運営をやっていくべきと考えますが、具体的な考え方、方策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

文化祭につきましては、昨年は役場庁舎の引っ越し等にございまして、11月23日に開催をしたところでありますが、今年については11月3日ということで決めております。

そういう中で、昨年の11月23日においては、農産物の展示もできなかったわけではありますが、今年は元に戻して11月3日と、こういうことでありますので、農産物の展示品評会等も、またでき

る限り元に戻したいということでもあります。そうしたことを考えると、やはり展示物とスペースのことを考えると、文化会館もとい川場の社会体育館等が、やはりスペース的にはあるわけでありますので、文化祭についてはそちらのほうに戻す予定であります。

そうした中で、また同時に、役場庁舎等の見学会等は引き続きできるかと考えられるところではありますが、一体となつての利用は考えるところでありますけれども、文化祭については、また昨年同様に開催をしたいという考えであります。

また、イベント等でございますが、今年また秋に開催する予定であります。まずは春行つた移住希望者、3件の方が、やはり川場に移り住んで、そこで生活をすることが移住定住、また人口増につながることでありまして、そういったことに重点を置いて、またいろいろなイベント等も考えていければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

このすばらしい施設である川場ベースをフル活用し、村民の憩いと交流の場としてさらなる新しい企画、利活用を進めていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 次に、後山の整備についてお伺いをいたします。

後山の整備は、令和2年6月に、山林所有者に対し、森林の管理や手入れなどの意向調査を行い、その結果を受け、山林所有者に対し、森林経営管理制度の概要説明が行われました。さらに、令和4年度から5年度にかけて、事業区域の確認のための現地立会いや境界確定のための現地調査も行われました。しかしながら、山の形状を見る限りでは、事業がどのように進んでいるのか分からない状況であります。

そこで、森林環境譲与税を活用した後山整備の進捗状況についてお伺いします。

さらに、地域の特性やニーズに合った取組が必要と思われますが、今後この後山整備事業をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の2つ目の一般質問にお答え申し上げます。

令和元年から始まった森林経営管理制度では、森林所有者の意向を確認し、森林の管理と経営について、自ら管理経営をする意思がない場合、市町村において経営管理を委託し、市町村は林業経営者に経営管理を再委託できることとしております。

本村におきましても、制度が始まって以来、手始めとして、後山地域において意向調査を実施いたしました。所有者自身が経営管理をしたり、直接委託先を見つけることもできるわけですが、意向調査の結果としては、ほとんどの所有者が村への経営管理委託を希望しました。その結果を受けまして、森林所有者の確定と境界明確化の作業を、森林環境譲与税などを原資として進めた次第でございます。

まず、質問の１、後山整備の進捗状況でございますが、意向調査をした令和２年度に、後山全域の森林情報を把握・整理し、対象森林を抽出すべく、航空写真による後山全域の所有者界調査を実施いたしました。実施面積は約１００ヘクタールに及びます。

令和４年度及び５年度には、実施場所を後山の字休石・立野・大久保に絞り、境界明確化事業として、群馬県森林組合連合会に事業委託し、約７．９ヘクタールの所有者の境界を確定させました。

また、令和５年度には、境界確定事業と並行して、この地域の森林概況調査を行い、約６ヘクタールの現況樹種や林齢・樹高を調査いたしました。

そして、令和６年度には、後山の字休石・立野において間伐及び刈払い作業を実施してまいります。面積は約１．５ヘクタールで、現況樹種は杉が９割、雑木は１割でございます。間伐作業を実施することにより、放置された森林の水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能の向上はもちろんのこと、多発する野生鳥獣問題の解決に結びつけてまいります。

次に、②の地域のニーズに合った今後の事業展開についてのご質問であります。地域の特性として、川場村は里山が多くございます。里山の樹種は人工林の杉がほとんどであり、適正に間伐を行わなければ公益的機能が発揮されません。また、地域のニーズといたしましては、近年は再生可能エネルギーの機運の高まりなどから、川場村でも木質バイオマスボイラーの導入を進めております。間伐材からなる木質チップを必要としております。間伐作業は、７割から８割の木を残して、通常２割から３割の伐採を行います。こういった間伐事業を今後も進めてまいります。

いずれにいたしましても、これらの事業は、全村が終了するまでには相当の時間を要するものでありますが、森林の荒廃や世代交代等、待ったなしの状況もございますので、引き続きこれらの業務に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、村土の約８６％を占めます森林の保全施策に対しまして、引き続きご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げ、千木良澄夫純夫議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔２番 千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございます。

後山は独立した里山であり、北側には田園プラザ施設、また周囲は畑や住宅に囲まれています。整備の状況が、もっともっと目に見える形が必要と思われます。

令和６年度事業として、人工林の１．５ヘクタールの間伐を行うということでございますが、杉林

などは間伐が重要であると思います。併せて広葉樹林帯などは、地域の特性に合わせ、景観を重視し、イロハモミジや花見のできる花木などの植栽も考えられると思います。令和7年度以降の整備の進め方について、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

本年度につきましては、立野・休石等でありますので、特に道路に隣接をしているところであります。冬季の雪解けがなかなか木によって妨げられるということでもありますので、そちらから始めて、だんだんこの後山を全域に広げていかなければならないということでもあります。隣接をしないところは、やはり面積的には多くできるかと思っておりますので、今年、住民から目に見える場所を先行してやるということでもありますので、地域の方々に、こういった施策をこれから続けるということを見ていただいて、早く、また遊歩道等もございますので、後山の整備を先行してやりたいと、ということでもあります。最近困ることは、鹿、イノシシの害とともに、ヒルの進出がありまして、今後山においても、やはりヒルも先行して入っているという状況の中で、遊歩道を訪れる観光客がヒルに食われたというような被害状況も、昨年度は観光協会のほうに寄せられているということでもありますので、含めてヒル等の対策もしなければならぬと思っておりますので、そういった観点を、また関係機関と打合せをしながら、しっかりやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

先ほど村長が言いましたように、村では整備を進めているんだというので、形が見えてくるのがやはり大事かと思います。この後山森林整備が川場のモデル事業となり、さらに事業を加速させ、村内に行き渡るよう、積極的に整備を進めていただきますようお願いも申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2番千木良議員の質問は終わりました。

次に8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） 8番星野孝之です。通告に従いまして、本村の自主財源の確保のための方策について質問させていただきます。

川場村では、ここ数年、100年後もこの村を残すに値し、持続化等可能な土地にしようと、新庁舎を中心とする川場ベース、人口減少の中でも教育水準の高さを維持、先の見えない時代に即応する人材育成、または地域づくりの核となる川場学園の設置と、未来に向けて大型投資を行っています。

そんな中、自主財源は乏しく、依存財源中心の村政運営が行われているのが現実です。

過日、総務文教常任委員会において、川場村新拠点整備に伴う起債償還計画を調査したところ、償還期間が始まることによる経常的経費の増加、いわゆる固定費がますます増えていくことが推察されます。その中、自主財源の確保として、当局では、小水力発電や川場牧場の賃貸、公共用地の利活用、ふるさと納税のトップセールスを実施し、財源確保に努力していくと伺っております。

地方自治体において、村民サービスを安定的に確保するための自主財源が喫緊の課題と捉え、次の項目の実現方策について、当局の見解を伺いたいと思います。

国のデジタル田園都市国家構想に端を発し、全国各地で進められているデータセンターの誘致についてです。社会産業のデジタル化により、農林業、観光、医療など、あらゆる分野でデータを活用した新ビジネスが創出されている中、データを収集し、処理する役割を担うデータセンターの重要性がこれまで以上に高まっています。

データセンターは、80%以上が東京圏に一極集中しているのが現実です。災害や電力不足への対策としても、データセンターの地方分散が必要であります。

誘致のキーポイントは、まず災害に強いこと、そして電力の安定、気温が低いこと、そして首都圏からのアクセスです。川場村はその適地となるのかどうか検討が必要であると考えます。

誘致のメリットは、雇用の創出、地域産業の発展、インフラ整備と言われておりますが、雇用の創出においては、関係人口の増加はしても、雇用の創出には期待が薄く、ある一定の限られた人物だけのものになると考えております。

一番のメリットは、償却資産としての固定資産税のアップです。データセンターの誘致で大成功している千葉県の印西市は、誘致により40億円もの税収アップがありました。このデータセンターの誘致についての村当局の見解をお伺いいたします。

また、この固定資産税の増加に併せて考えられるのが、人口増による法人税、住民税の税収確保です。地方移転をすることを検討している企業やフリーランスの個人、そして若者の定住促進について、環境としてトップに上がってくるのが通信環境の充実度であります。デジタルインフラの整備は早急に進めなければならない課題であり、誘致の際のアドバンテージには絶対的に必要であります。

通信環境の充実度というのは、超高速で大容量が地帯なく行き来できる通信インフラの整備と考えております。村当局の考え方をお聞かせください。

最後に、そのほか村当局が考えている現在の自主財源確保の取組について、ほかにありましたら伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 星野孝之議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まずは、①のご質問、企業誘致についてですが、データセンターやスタートアップ企業の誘致など、

時代に即した考えだと思っております。

まず、データセンターの誘致についてでございますが、データセンターとは、サーバーやネットワーク機器を設置するために、特別につくられた建物であります。スマートフォンなどのモバイル端末の保有率は95%を超え、SNSやメッセージングサービス、ゲームなど、日々利用しているほとんどのシステムはデータセンターで管理をされております。また、あらゆる産業においてデジタル化が進み、ITインフラが必須になったこの時代において、データセンターの設立や運営は成長の傾向にあると思っております。

データセンターの設立における立地条件ですが、データセンターは災害に強い設備である必要があるため、強力な耐震構造になっているほか、地盤が緩い場所に設立されていることはありません。また、水害を考慮して、高いエリアであったり、安定した電力を供給しやすい地域であったりといった選択もあります。

そして、データセンターは冷房設備を多く利用することから、比較的涼しい気候の地域に設置することで、エネルギーを効率よく利用することができると言われております。東京圏にあり、高速道路のインターチェンジから近く、比較的災害の少ない川場村は、好立地と言えるかもしれません。

続いて、データセンターを誘致することによるメリットであります。まずは雇用創出であります。データセンターは、多くの技術者、管理職、セキュリティ専門家、そして関連する業種の労働者など、多岐にわたる職種の人材を必要とします。また、データセンターを運営する企業が地域の大学や専門学校と連携をし、人材育成の取組を行うこともあります。これにより、地域の教育レベルの向上や地域での新たなビジネスの創出なども期待ができます。

次に、地域産業の発展であります。データセンターには大量の電力が必要であり、そのため電力会社やその関連産業にとっても利益が生まれ、地域産業の発展に貢献することができます。

数々のメリットがあるデータセンターですが、データセンターを新たな場所に建設するには、面積は小さいもので500平方メートル、大きなものと数十ヘクタールに及ぶものがあります。村の土地は優良な農地であり、用地買収には多くの期間と労力がかかると想定をされます。データセンター主要企業には、ソフトバンク株式会社や株式会社NTTなどが挙げられますが、まずはデータセンターに見合った用地があるか否か。そして、川場村に興味を持っていただけるような企業があるかどうかを、注視をしたいと考えております。

続きまして、スタートアップ企業誘致のための環境整備でございますが、スタートアップ企業とは、「新しく設立されたばかりの企業」を意味し、一般的に、革新的なアイデアで短期的に成長する、創業、二、三年の企業をスタートアップと指します。ITの先進地では、デジタルインフラの整備をされた地域にIT企業が集中するケースが見られるようであります。

川場村では、まず考えられるのが、小中一貫校整備に伴う中学校の跡地利用でございます。中学校の跡地利用に関しましては、川場未来構想会議が、その跡地の利活用について基本構想を策定したと

ところでございます。川場未来構想会議とは、川場村の呼びかけで、昨年夏に川場中学校跡地利活用を議論するためにつくられた、川場村に在住する有志による組織であります。基本構想をかいま見ると、村民の川場中学校への思いを残しつつ、「学ぶ場所」から「学び合える場所」「戻ってこられる場所」「未来を創る場所」「外から人がやってくる場所」へと姿を変えるようでございます。この「未来を創る場所」「外から人がやってくる場所」が、スタートアップ企業などのビジネスゾーンとして計画をされております。

本年以降も引き続き議論を深め、具体的な活用が策定されるようでございますので、川場未来構想会議の意見を聴取しながら、村としても計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、②のご質問の、村が考える自主財源確保の方策についてでございますが、まず現在力を入れて取り組んでおりますふるさと納税でございますが、返礼品をご提供いただいております村内事業者各位のご協力もありまして、昨年は1億5,000万円に近い額を集めることができました。

ふるさと納税に関しましては、新たな返礼品の開拓やサイトを活用したPRの工夫など、今後の取組によりまだまだ伸び代があると考えております。官民連携による産業振興にもつながることでもあると考えますので、引き続き事業者各位のご協力をお願いするものであります。

企業版ふるさと納税に関しましても、村長自ら積極的にトップセールスを行い、村外、県外の企業に働きかけを行っていきたいと考えております。

また、来る8月9日には、立岩地区内にセブンイレブンが新たにオープンする予定であります。村内に事業所ができることによる法人住民税やたばこ販売も取扱うと伺っておりますので、村税であるたばこ税の税収も見込めると考えております。あるいは、小水力発電や太陽光発電などの小規模、中規模な税収確保も含め、大きな自主財源の確保につながる企業誘致にも引き続き力を入れていきたいと考えております。

自主財源の増加につながる即効性のある大きな取組と言えるものは、現時点では見込まれておりませんが、現在取り組んでおります移住定住政策につきましても、その効果として、村の人口増加と活性化を一義的には目的としておりますが、これらも長い目で見て住民税や固定資産税、軽自動車税など、村の税収につながる効果も期待するものであります。

議員各位におかれましては、今後ともご理解をいただいたり、ときにはお知恵を拝借することもございますが、自主財源確保に向け、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、星野孝之議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） ご答弁ありがとうございます。村長を筆頭に、財源確保にますますこれから努めていきたいという意識の表れが大きくあったと思います。

データセンターについてなんですけれども、もう2年ほどぐらい経過すると思うんですが、隣の沼

田市では、横塚の企業団地にデータセンターをつくりたいというのを国に示して、ヒアリングをしたりという動きがあったこともあるんですけども、川場村でも、確かに土地を確保するというのは非常に難しい課題だと思いますが、やれないことではないと思うんです。アマゾンが2兆円規模で今年、全国にデータセンターを建設していくというような報道もあったように、これからあらゆる企業で、データセンターが建設されていきます。川場村も、ではアマゾンと交渉すればいいという話しではなくて、川場には川場らしいデータセンターの在り方みたいのがあるかと思います。

例えば、世田谷区という自治体のデータセンターを川場村につくるとか、世田谷区内の企業を、データセンターを誘致するといった、そういう、今まで培ってきた交流の延長線にこの話しはあるのかと思います。そのあたりの見解を、村長ご意見伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、沼田においては、18ヘクタールの工業団地ということで計画をしているようではありますが、なかなか、沼田市もいろいろなところで、推進をしているところではありますが、入ってくる企業等はまだ決まっていないということでありまして、今現在文化財の調査をやっているということでありまして、多くは川場村民の所有者でありまして、そのご理解によつての工業団地が進められるということではありますが、用地に関しても、まだ買収も済んでいないようでありまして、そういう状況を聞いております。

川場におきましては、そういった広い土地での工業団地を誘致することはできないと思っておりますので、ご指摘のとおり、昭和56年に縁組協定をした世田谷区との取組が一番重要視をされるということでありまして、今地震においても、また先日携帯が鳴り響いた状況があるわけでありまして、そういった感で南海トラフ地震を考えたときには、世田谷区においての、やはり川場においての、その防災対策においての基地建設等の必要があるかと思っておりますので、これについては世田谷区の保坂区長とまた緊密な関係を持って、まずは世田谷区が川場にいろいろ移転をしたり、また、データセンターをつくることができないだろうかという働きかけはやってまいりたいと思っております。

また、世田谷区も、全国の自治体で、ふるさと納税の流出が一番大きい自治体だと聞いておりまして、本年においては100億円になるというような話しも聞いておりまして、そういったことも踏まえて、それが、できるだけ川場に貢献できるように、また引き続き村内の関係企業、業者と協議を進めながらやっていければと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） ありがとうございます。

もう一点伺います。

先ほどお話しにありました通信環境の整備についてなんですけれども、先ほど答弁の中にありました、小中一貫校の利活用に併せて、その企業の、スタートアップ企業等の仕事をするに当たって整備していきたいというお話しがありましたけれども、もう来年の4月には川場学園が開校して、中学校が丸開けになる予定であります。早い段階で通信環境の整備をして、誘致できるような形にしなければいけないと思います。ローカル5Gみたいな制度、システムを使えば、ある一定の建物を大容量の通信環境につくり上げるっていうことはできますので、その整備のあたりを、もう早い段階から研究して、予算に盛り込んでいく方法が必要かと思いますが、村長の見解をお願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。中学生が来年の3月31日までは在籍をするということでありまして、すぐ4月1日からいろいろなことができるわけではありません。

そういう中で、今未来構想会議等でお聞きをしますと、今週1で議論を重ねていただいていると聞いております。そういう中で、そういった会議の状況と、また村とのすり合わせ等もありますが、やはりその廃校になった学校が、2年、3年、そのままの状態であってはいけないと思っておりますので、速やかに小中一貫校に移行されて、現在の中学校は、空き家になった状況の中で、できるだけ管理も必要でありますので、村内の何らかの施設が入ることによっての管理をお願いしたり、またそこに、小さくても、その教室を使って行えるような、企業が入れるようにということで、今検討も村で進めておりますので、通信関係においてもやはり多額の費用がかかるわけでありますので、財源を確保して行うということでもありますので、引き続き、議員皆様と協議をしながら前に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 8番星野議員。

〔8番 星野孝之君発言〕

○8番（星野孝之君） 村長、ありがとうございます。スピーディーに取り組んでいただきたいと思います。

川場村はこれまで農業プラス観光、環境という基本政策で進んでまいりましたが、それを包括的にデジタル化して村づくりを進めていく時代に入ってきたと思います。引き続きご尽力のほどお願いいたします。私の一般質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で8番星野議員の質問は終わりました。

次に、5号角田議員。

〔5番 角田文雄君発言〕

○5番（角田文雄君） おはようございます。

議長より発言のお許しを得ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

私からは、2つございます。1つが、指定管理者制度の現状と課題ということと、2つ目が、体験実習館の今後の運営についてでございます。

最初に、指定管理者制度の現状と課題について質問いたします。

この制度は、川場村が所有している数多くの公共施設を自ら管理するのではなくて、民間事業者を理解してもらい、住民サービスの向上を図っていくことを目的としています。現状では、役場周辺に観光レクリエーション施設、スポーツ施設などの公共施設等がありますが、これらの施設の管理については、ほとんどが株式会社田園プラザを指定管理者として委託しています。しかしながら、田園プラザも、道の駅として、毎年お客様が増加しつつある現在、そこで働く社員は、毎日毎日が自分の職務に追われているのではないかと感じます。その中で、指定管理を受けても対応できず、ほかの民間事業者にも再委託しているのが現状だと思います。限られた日常業務の中で、施設を効率的に管理運営していくためには、村内外問わず、インターネットや広報紙などで幅広く指定管理の公募を行い、民間事業者が民間事業者にも再委託などしないよう願いますが、村はこの制度についてどう考えているか伺います。

2つ目でございます。体験実習館について質問したいと思います。

この施設の営業と運営について、私昨年12月に、定例会の席において一般質問いたしました。そのときの答弁では、宿泊業務の要であるボイラーの老朽化により営業ができないので、今は指定管理者である田園プラザと川場村で協議しているのですが、今しばらく時間が欲しいとのことでした。宿泊施設が、数年間営業活動がなされていないことは、厨房設備はもちろんのこと、宿泊と浴室などのリフォームが必ず必要とされ、営業再開まで数千万円の金額が必要だと思います。そこで、田園プラザと村の協議は、6か月経過した今、どんな状況なのか再度質問させていただきます。

指定管理者として委託されている田園プラザでは、全国道の駅の満足度で2年連続1位となり、輝かしい実績を上げていますが、限られた社員数では、この体験実習館の管理や営業には限界があると思いますので、田園プラザと川場村で早急に結論を出すことが賢明かと思います。村当局は今後の運営についてどう考えているか、答弁をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 角田文雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1のご質問でございますが、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費節減を図ることを目的に創設されたものであります。現在、川場村では37の施設で指定管理者制度を導入しておりますが、田園プラザ各施設、観光レクリエーション施設、スポーツ施設については、

株式会社田園プラザ川場を指定管理者に選定しております。その中で、観光レクリエーション施設及びスポーツ施設においては、さらに管理を徹底するため、部分的にNPO法人スポーツクラブに業務委託されております。

今後は、さらに有効に活用するために、今の状況を見据えた上で、角田議員の提案する公募なども考えていきたいと思っております。

続きまして、体験実習館の今後の運営につきましてお答えをいたします。

体験実習館につきましては、現在株式会社田園プラザ川場に指定管理をお願いしております。現在の状況ですが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されてから1年が経過し、道の駅川場田園プラザの入り込み客が増えたことに対応するため、レストランの厨房を使い、道の駅内の飲食施設の料理の下処理やジャムなどの加工品の製造等を行っております。

また、宿泊業務につきましては、温泉施設を加温するためのボイラーの老朽化が営業再開の大きなネックになっております。これまでは部分的な補修をして使用を続けてまいりましたが、故障により停止してしまう事態がいつ何時起きてもおかしくない状況になっております。これに対応するためには、全面的に改修することが必要でありまして、数千万円の費用がかかると見込んでおります。また、厨房の床表面がはがれている状況であり、衛生面での指導を受ける状況になりかねないことから、この補修作業も必要になってまいります。机や椅子等の備品の老朽化も進んでいるところであり、営業再開に向けては様々なハードルがあるわけでございます。

営業再開に向けて、清掃業務は怠らずに実施しているところでございますが、こういった状況を踏まえながら、今後の事業再開については、指定管理者先である田園プラザ川場と協議をしているところでございますが、今すぐに結論を出すこともできない状況であり、もうしばらく状況を見ながら結論を出していきたいと考えております。

ホテル田園プラザ周辺施設は、川場村にとって、農業プラス観光の出発点ではありますが、一方で管理費用も発生し、運営や管理も難しくなっているという現実がございます。議員各位からもご心配の声をいただいております。早急に対応することが必要であることは重々承知をしているところでございますが、議員各位におかれましては、何とぞご理解の上、今しばらくお時間をいただきますようお願い申し上げます。角田文雄議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 5 号角田議員。

〔5 番 角田文雄君発言〕

○5 番（角田文雄君） 2 回目の質問に入らせていただきます。

最初の指定管理者の制度についてですが、先ほどの村長の答弁では、田園プラザに指定管理を任せているということですが、直接スポーツクラブに業務委託したほうが、人身事故やけがの防止等、そういった場合に適切な対応が図られると思います。そして、経費の削減も期待できるのではないかと考えております。川場も、そのほかにたくさんの民間事業者がおりますので、そういう方々に話しか

けるのも一つの方法ではないでしょうか。

体験実習館の運営についてですが、12月の、私が一般質問したときと変わらない答弁ですが、ボイラーの老朽化による宿泊業務ができない状況では営業再開が難しいということだそうです。しかし、周辺には数多くの公共施設があります。自然休養村管理センター、ふれあいの家、担い手研修施設などたくさんありますが、これらの施設は既に役目を終えたような感じがします。これらの維持管理は今後大変でしょうが、体験実習館の営業の有無により、周辺施設の影響も大きいと思います。これからのこともあります。私としては、第三者機関を設立して、幅広く検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

現在、指定管理ということで、期間を定めてお願いをしているわけですので、その契約期間が切れて、再度募集する際には、ご指摘のとおり、やはり幅を広げて、窓口を広げて指定管理を募集するという速やかに行いたいということでございますので、まだその期間が一、二年ございますので、その点については合意をいただければと。次の指定管理を募集するときには、そういった状況にしていきたいと思っております。

また、2点目でございますけれども、周辺の施設が老朽化をしておりますのは事実でございます、そういったところを考えると、取り壊すことも視野に入れなければならない。しかしながら、取り壊すにはまた多額の費用もかかるということでございますので、そういった観点から、第三者機関をお願いしても結論は同じでございます、田園プラザと引き続いて、しっかりと村が協議をして、前向きな方向に行くように協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5 番角田議員。

〔5 番 角田文雄君発言〕

○5 番（角田文雄君） 最後の質問ですが、やはり指定管理制度については新しい風、新しい空気、これらを求めて、また経費の削減を図るためにも、村内外問わず幅広い分野で公募して、こういった公募制度を取り入れてほしいと思います。

それと、体験実習館の今後ですが、財政が厳しい中、最小限の管理費で最大の効果ができるよう、村当局に再度お願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で5 番角田議員の質問は終わりました。

次に、9 番黒田議員。

〔9 番 黒田まり子君発言〕

○9 番（黒田まり子君） 議長からお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、川場村の総合計画について伺いたいと思います。

川場村の第4次総合計画は、本年度終了となります。地域総合計画について質問させていただきます。

総合計画は、行政各分野における政策、施策、事業を体系的に整理した計画であり、多くの場合、基本構想、そして基本計画及び実施計画から構成されています。しかし、2011年の地方自治法改正に伴い、地方自治体のうち、市区町村における基本構想の策定義務が撤廃されました。総合計画の策定については、義務から、そこに意義を見出し、自治体が自律的に行う事務作業ということになりました。したがって、現在は、各自治体が総合計画にどのような意義を見いだすか、独自の特色ある総合計画を策定しています。

そこで、川場村の次期総合計画の策定方針について、今回は次の3点について伺います。

1、川場村第4次総合計画は、川場村まち・ひと・しごと創生総合戦略と重なる形で進められてきたところが多いと考えます。まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策、指標の達成状況も含め、次期総合計画の策定に当たり、第4次総合計画の検証評価はどのように行い、次期総合計画にどのように生かしていけますか。

2つ目、総合計画は10年間の計画ですが、その期間に、行政評価や予算執行とともに、関連づけた、総合的な行財政のマネジメントが必要だと思います。地域総合計画遂行に当たり、検証、評価はどのように組み上げていけますか。

3番目、総合計画策定に当たり、町民対象のアンケートや職員、村民合同の策定専門部会をつくるなどして村民ニーズを把握してこられたものと思いますが、次期総合計画策定では、さらに住民参加を促す方針はありますか。

以上、3点を質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

総合計画につきましては、現在の第4次総合計画の計画期間が令和6年度で終了することから、現在第5次計画の策定に向けて作業を開始しているところでございます。

1つ目のご質問でございますが、地方版総合戦略では、人口減少対策や地方創生を主な目的としており、数値目標や評価指標が設定されております。総合計画では、そういった数値による目標や検証の設定はされておきませんが、総合計画は村全体の運営に関する総合的な基本方針を示す計画でありまして、地方版総合戦略に盛り込まれている内容につきましても包含するものでありますので、その課題や検証結果につきましては、総合計画策定に生かしていきたいと考えております。

川場村の地方版総合戦略となる「川場村まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、現在、令和5年度のKPIの効果検証をまとめている最中でございまして、6月下旬には、当該推進会議に

おきましてお示しをする予定となっております。

2つ目のご質問でございますが、総合計画における基本計画では、計画策定時における現状と課題を取上げ、それを踏まえての将来の目標や進むべき方向性を盛り込んだものとなっております。必然的に、行政運営もその内容に沿った方向性で推進することとなりますので、この10年間で計画と同じ方向に進んでいるか、あるいはやるべきことが遂行できているか等の行政の動きにつきまして、現在第5次計画策定の作業の一環といたしまして、各施策項目ごとに、役場担当課において、まとめ作業を行っているところでございます。計画に盛り込んだ施策項目ごとに、実施状況はどうか。未実施であれば、どういった問題や課題があるか。実施されたり、達成されていけば、状況はどうかといった検証を行っております。それらの中には、将来に向け、引き続き課題として残していくべき項目が多くあると思いますので、第5次計画の中にどのように反映させていくべきかを、今後の策定作業の中で検討してまいります。

また、当然ながら、この10年間で新たな課題の発生や社会情勢の変化、人々の価値観の変化なども生じてきておりますので、それらが十分に反映された計画内容にする必要があると考えます。行政目線だけではなく、村民皆様のご意見もいただきたく、広報の6月号におきまして、第5次総合計画策定に向けての村民皆様のご意見も募集しているところでございます。

3つ目のご質問の、住民参加を促す方針はあるかというご質問でございますが、計画策定に向けて、今後の予定といたしましては、7月には、施策項目ごとに専門部会を組織いたしまして、部会ごとに、実際の検討に入ってまいります。専門部会では、役場職員のほか、村民皆様のご協力をいただきまして、それぞれの目線や立場から意見を出し合っていただき、計画としてまとめていきたいと考えております。

第4次総合計画では、6つの専門部会を設けまして、それぞれ役場職員7名のほか、村民にも、各部会に5名ほど参加をいただきました。村民皆様へお願いはこれからであります。今回の策定作業でも同数かそれ以上の村民の皆様に参加をお願いしたいと考えております。皆様、お仕事をお持ちの方々でありますので限界はあるかと思いますが、村政運営全般に関わる計画でございますので、ぜひとも村民目線の意見が反映された計画となるようご理解をいただき、参加をお願いしたいと考えております。

川場村の未来へとつながる計画づくりであります。議員各位におかれましても、総合計画策定に当たりまして、ご意見、ご指導いただきますようお願い申し上げ、黒田まり子議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 9番黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ご答弁ありがとうございます。

再質問として、もう一つ、ちょっと聞きたいと思います。

総合計画の根幹的な機能としては、行政、行財政のマネジメント機能、それからビジョンの共有機能というのが大変大きな、重要な機能だと考えております。その中で、今村長のご答弁のほうもありましたように、今まで、第4次総合計画の中であったことの、達成できたもの、できないものも改めて評価して、次に生かしていきたいということは、本当に大変重要なことだと思います。

そこで、その検証なんですけれども、10年間の総合計画なんですけれども、自治体によってはその見直しを例えば5年に1回、真ん中のちょうど5年目でもう一回、大々的に見直して、それからその後の5年目を考えていこうとする自治体もあるように聞いております。その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 質問にお答えをいたします。

各自治体によって様々な取組がございますが、今おっしゃるとおり、市町村によっては5年ごとに検証見直しをして、5年というのがありますが、そういった意見を踏まえて、第5次総合計画に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

世の中の移り変わりが早いですし、村民の皆様が求めることも多種多様だと思いますので、ぜひ最低でも5年に1度ぐらいは見直して、全体を引締めていく作業が必要だと思います。その点よろしくお願ひしたいと思います。

そして、再質問なんです、総合計画の根幹的な機能ということで、その見直しというのは行政、行財政マネジメントの機能の重要な部分だと思うんですけれども、ビジョンの共有機能というところが、またこれはとても重要だと考えます。前回も住民の方と職員との専門部会をつくってやられたということで、今回もその方針がとおりになるということが分かったんですけれども、村民の願いはどうかということ、どうやって捉えていくかっていう、その方法に関しては、もう少ししっかり住民の声を聞こうという姿勢が住民のほうにも伝わると、全然違ったものになってくるのかと思います。ぜひ、村民と協働によって、村民が分かりやすい総合計画ができていくと思います。そのビジョン共有というところで、村民の意見をどうやって聞いていくかという方法をもう少し詳しく教えていただけないか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたしますが、なかなか答えづらい質問でございまして、共有し

なければならないということでありましたので、広報で促して、できるだけ第4次総合計画の人数、またそれ以上の村民の方に参加をしていただいて、幅広く村民の意見を各部会ごとに聞いていくということでもありますので、そういう中で、なかなかやはり皆さんお仕事をお持ちであって、広報で促していったところで、そんなに意見は出てこない。また、お願いをしても、やはり人数を集めるのも大変かと思っておりますが、しっかりと第4次総合計画以上の計画を、実行できる計画をつくらなければならないということでもありますので、働きかけ等は積極的に行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。ぜひ積極的に聞いて、村民の声を捉えて、総合計画に生かしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、9番黒田議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。ここで暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前11時10分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第33号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第33号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第33号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今般、地方自治法の改正により、令和6年度より、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことから、国や県の取扱いとの均衡や適正な処遇の確保の観点から、本村におきましても、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、対象となる会計年度任用職員は現在22名在籍しておりまして、勤務成績に応じて、常勤職員と同様の割合で支給されることになります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

す。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第34号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第34号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第34号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,282万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,469万円とするものであります。

歳入は、国庫支出金5,855万2,000円、県支出金147万1,000円、寄附金300万円、村債660万円をそれぞれ追加し、繰入金4,680万円を更正減いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明をいたします。

第2款総務費は、576万減額計上いたしました。職員の配置変更により給料及び手当等が1,247万8,000円減額となる一方、川場ベースの太陽光発電設備自立運転装置設置工事費121万円、地域活性化交付金220万円、マイナンバー用カードプリンター購入費78万1,000円などを追加計上しております。

第3款民生費は、611万4,000円を追加計上いたしました。デイサービスセンターのリフト式入浴装置の更新費用406万1,000円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別

給付金返還金40万1,000円などの追加計上であります。

第4款衛生費は、106万7,000円を追加計上いたしました。1か月児健康診査委託料などの追加計上であります。

第6款農林水産業費は、456万4,000円を追加計上いたしました。持続的なこんにやく生産を支える総合対策事業補助金100万円などであります。

第7款商工費は、297万1,000円を追加計上いたしました。田園プラザ駐車場外灯交換等工事費130万9,000円、川場村体育館トイレ改修工事費328万9,000円などであります。

第8款土木費は、510万3,000円を追加計上いたしました。職員の配置変更による人件費の増額であります。

第10款教育費は、822万4,000円を追加計上いたしました。小学校のLGWAN回線移設工事費80万円、セコム機器撤去・移設工事費16万1,000円、スポーツ広場時計設置工事47万9,000円などであります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） 令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）の細部説明をいたします。

令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）では、歳入歳出それぞれ2,282万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,469万円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、4ページを御覧ください。地方債補正になります。

変更する起債の目的ですが、1つ目、公共事業等債。補正前の限度額が1,410万円に對しまして、補正後の限度額を1,170万円とするものでございます。

2つ目の、学校教育施設等整備事業債。補正前の限度額が3億6,760万円に對しまして、補正後の限度額を3億7,660万円とするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

最初に、歳入でございます。

補正前の歳入合計が37億7,186万7,000円でございます。各款の補正額は御覧のとおりでございまして、補正額合計は2,282万3,000円となり、歳入合計を37億9,469万円とするものでございます。

6ページを御覧ください。

歳出の事項別明細になります。

補正前の歳出合計が３億７，１８６万７，０００円でございますが、各款の補正額は御覧のとおりになります。補正額合計は２，２８２万３，０００円となりまして、歳出の合計を３億９，４６９万円とするものでございます。

補正予算額の財源の内訳でございますが、国県支出金が６，００２万３，０００円でございます。地方債が６６０万円。その他、これは企業版ふるさと納税になりますが、３００万円。一般財源につきましては４，６８０万円を減額するものでございます。

７ページを御覧ください。

歳入の詳細説明になります。

１４款２項１目総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金、こちらは当初５，０００万円を予算計上させていただいておりましたが、国の交付決定が、１億１，９９９万５，０００円という交付決定額が出ましたので、施策を予算計上させていただいております。

続きまして、その２つ下の、６目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金１，２３１万７，０００円の減額でございます。こちらは国の交付基準額の上限を超えている部分につきまして、歳入が見込めなくなったため、その分を減額するものでございます。

１７款１項２目総務費寄附金、企業版ふるさと寄附金３００万円でございますが、こちらは企業１社からのものでございます。

８ページを御覧ください。

１８款１項１目財政調整基金繰入金４，６８０万円の減額でございます。こちらはデジタル基盤改革支援補助金の歳入が決まったため、基金のほうからの繰入金を減額するものでございます。

２１款１項の村債につきましては、先ほど地方債の変更でご説明したとおりでございます。

なお、土木費、公共事業債等につきましては橋梁の補修、それから学校教育施設等整備事業債につきましては、川場学園の改築、増築工事に関わる財源でございます。

９ページを御覧ください。

歳出の詳細になります。

なお、各項で給料手当等の補正がございますが、４月の人事異動、階層の変動、また会計年度任用職員への勤勉手当の支給によるものでございます。詳細は給与費明細を御覧ください。

２款１項３目財産管理費１２節委託料ガバメントクラウド運用業務委託料６６万円でございますが、こちらは国のクラウドへの移行作業を行う作業に伴いまして回線使用料が発生するため、そちらを予算計上させてもらっております。

同じく３目１４節工事請負費、太陽光発電設備自立運転装置設置工事１２１万円でございますが、こちらは川場ベースの太陽光発電設備につきまして、災害時に商用電気が停止した場合でも自立して稼働できるよう、切替え装置を設置するための費用でございます。

１０ページを御覧ください。

2款1項9目地域づくり事業費18節負担金補助及び交付金、地域活性化交付金220万円でございます。こちらは企業版ふるさと納税を活用するものですが、立岩地区内の公園の再整備に活用してほしいという寄附者からの意向によりまして、立岩地区に交付するものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費17節備品購入費カードプリンター（マイナンバーカード用）7万8千100円でございますが、こちらはマイナンバーカードの表面に印字するためのプリンターの購入費でございます。こちらは国庫補助金として100%が支給されます。

14ページを御覧ください。

3款1項3目老人福祉費17節備品購入費デイサービスセンター備品購入費40万6千100円でございますが、こちらはデイサービスセンターのリフト付入浴装置が老朽化になったため、それを入れ替えるものでございます。

15ページを御覧ください。

3款2項1目児童措置費12節償還金利子及び割引料、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金返還金、こちらは当初44人分を予定しておりましたが、実際に該当する人数が36人であったため、その差額を返還するものでございます。

16ページを御覧ください。

4款1項4目母子保健費、こちらにつきましては、監査委員からの指摘によりまして、7節の報償費28万円を1節報酬に計上し直すものでございます。

18ページを御覧ください。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、農業経営力向上事業補助金47万1000円でございますが、こちらはラジコン草刈り機の購入費用を補助するものでございます。

その下、持続的なこんにやく生産を支える総合対策事業100万円でございますが、こちらはこんにやくの消毒の際に使うブームスプレーの購入を補助するものでございます。こちらはいずれも県補助金を、村を経由して交付するものでございます。

20ページを御覧ください。

7款1項2目観光費14節工事請負費、川場田園プラザ駐車場外灯交換等工事130万9000円です。こちらは田園プラザ駐車場の街灯の漏電を改修するとともに、併せてLED化するための工事でございます。

その下でございます。体育館トイレ改修工事32万8千9000円ですが、こちらは川場村体育館のトイレを改修し、洋式化するものでございます。

続いて、23ページを御覧ください。

10款1項2目事務局費14節工事請負費、小学校L・G・W・A・N回線移設工事80万円、その下、小学校セコム機器撤去・移設工事16万1000円、こちらはいずれも川場学園の整備に伴います移

設工事の費用でございます。

続けて、25ページを御覧ください。

10款5項1目保健体育総務費14節工事請負費、スポーツ広場時計設置工事47万9,000円でございますが、こちらはスポーツ広場が、今後学校の授業等で使用する際に、スポーツ広場に現在のところ時計がございませんので、こちらを新たに設置するための費用でございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 20ページ、14節工事請負費、川場田園プラザの駐車場街灯の交換等工事でございます。当然、駐車場は村の施設で、そのために、管理を田園プラザのほうにお願いしております。この管理料の中にこれらは含まれないのか、まず1点。

もう一点は、使用料条例のときに質問したときに、今後は軽微なものについては田園プラザのほうにさせていただくという執行部からの回答を得ております。この130万9,000円は、その軽微なものに入らないのかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） お答えいたします。

まず、この費用は、管理費用の中には入ってございません。

それから、2番目の、2回目の質問なんですが、軽微なものとは判断できませんでしたので、村のほうで対処するというようにいたしました。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 管理のほうに入っていないとすると、管理というのはどれを指すのでしょうか。これについて、村と田園プラザの管理の内容についての取決めがあるのでしょうか。

もう一点、軽微なものでないというふうに判断したということは、軽微なものとは、金額は幾ら以内のものを軽微と判断されるのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 管理協定の中を見ますと、清掃ですとかそういった維持管理、

そういったものが管理費用として計上されております。

それから、幾らぐらいというよりは、幾らが軽微というところでございますが、その辺は、特に幾らといったような取決めは設けてございませんが、関係部署と相談した上に予算計上しているというところでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 実は、使用料を減額するときに、経年劣化して、老朽化しているという話がございます。それも含めて、金額である程度軽微なものかどうかというのは、判断基準がないと、これからもこういった形で出てくる可能性は十分ありますので、それは事務方のほうも田園プラザのほうにご理解いただいて、ある程度の目安はとっておかないと、私はその金額でいうと、この130万円というのは軽微なほうに入るのかとは思いますが、今後その辺については十分検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 質問させてください。

ページは、7ページです。7ページの総務費国庫補助金の中のデジタル基盤改革支援補助金というのがあります。かなり、総合計すると1億9,300万円以上あるということで、この本村のデジタル化基盤、デジタル化ということは、本年度はどのあたりまでがデジタル化されていくという内容なのでしょうか。

○村長（外山京太郎君） 総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） これは、事業としては、令和5年、6年、7年と継続して行っているものでございます。国の指導によりまして、地方公共団体の情報システムの標準化、共通化に係る事業でございます。3年間を通してやっている事業でございまして、発生する事業につきましては、それぞれのシステム等の改修とか見直しとかクラウドの設定だとかというものになります。

役場のシステムを管理しているもの、使用しているものにといいますと、例えば税金関係だとか、当然住民記録、それから国保、介護等の健康福祉関係、そういったものの全体の見直しの中で、システムの改修に係る費用を見込んでおります。

交付金が今回の補正予算で大幅にアップしたというのは、国のほうで最初、各自治体でこれらの作業にかかるであろうという、見込んだ費用がさきに示されまして、5,000万円という、川場村においても当初予算を計上させていただいたんですが、それぞれの全国的な自治体での見直しの中で、

到底それらの費用では賄い切れないということで、国のほうでも見直しをかけまして、川場村では1億1,999万5,000円という交付決定額になりまして、それに合わせて今回予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） なかなかいろいろなものに使われていくと思うんですが、本村のデジタル化の計画というか、今どういう状況で、何年後にはこうなりますよみたいなことを、ぜひ見える化していただいて、資料をいただけるとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○村長（外山京太郎君） 総務課長。

黒田議員、もう一度お示してください。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） どんどんデジタル化が進んでいるのですが、何年には、今この項目、さきのいろいろな、事務的なものはどんどんデジタル化されていくんだと思うんですが、本村としては、そのデジタル化がどういうふうに進んでいくのかというのを分かりやすく説明していただけるとありがたいと思ったんです。

ということで、デジタル化のこういう計画ですよというものを資料としていただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○村長（外山京太郎君） 総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） 今回のこのデジタル基盤改革支援事業につきましては、国の基準に合わせて各自治体で情報共有できるようにということで、国主導で行ったものでございますが、これがどういった作業になって、結果的にどういったものが各自治体で備われるのか、そういったものを分かりやすい資料でということでございますので、そういったものを作成して、作成出来次第、次のお渡しできる機会を見つけて、そのときに御用意したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） お願いします。ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。細谷議員。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） 14ページの3款の3目17節に、デイサービスの備品購入406万1,000円なんですが、これは風呂の入替えということなんですけれども、何台入替えをする予定ですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） お答えいたします。

このチェアタイプでございまして、入浴するタイプとチェアタイプ、2つありまして、チェアタイプのほう2台ございますが、1台のチェアタイプのほうが、老朽化が進んでおりまして、今回入れ替えることになりました。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 細谷議員。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） ありがとうございます。

それと、もう一点、18ページです。この17ページの一番最後の3目の10節消耗品の消耗品費ってということで、次の18ページの一番上にライスセンターのAEDの購入、それと光熱費の精米機の電気代という形で、1万9,000円と6万円という形で支出が出ていますけれども、これも先ほど宮内議員がいろいろ質問した中に入っていないのかどうか。

要するに、これ取替えるものと電気代のその6万円がなんでここで出てくるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

まず、17ページから引き継いで、18ページまでのライスセンターのAED附属消耗品の購入費につきましては、電磁パットが耐用年数過ぎておりますので、その更新に基づいて購入を、購入費として計上させていただきました。精米機の電気代につきましては、ホテル田園プラザ内に置いてあります精米機の電気料を、村のほうで負担するのを、負担する、田園プラザから電気をお借りしますので、その部分を計上させていただきました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 細谷議員。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） 精米機が置いてあるんですけども。その精米機自体の電気料は村で払わなくちゃならないものなのですか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ご指摘の、この高熱の精米機の関係は、これはライスセンターではなくて、田園プラザのところの駐車場に精米機をするものがあって、それは農協とかにお願いをしているライ

スセンター関係の部分とは関係ない、全然次元が違う話なのです。だから、含まれていない話してありまして、これはそこから、田園プラザから電気をいただいて精米機の運営をやっていますので、その補填の電気代ということですから、指定管理とは関係ないんです。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 細谷議員、よろしいですか。

〔4番 細谷市衛君発言〕

○4番（細谷市衛君） 分かりました。それで納得するんですが、ちょっとおかしいかと思ったんで。

○議長（小菅秋雄君） はいほかに質疑はありませんか。宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 3番宮内です。ただいまの回答で、ちょっと関連して伺いたいんですけども、そうすると、精米機を使用するのにコインを入れるんですけども、そのコインはどこにお金が入るのですか。要するに、電気料には当たらないのですか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） お答えをさせていただきます。

コインは原則池田種苗も電気料を払っておりまして、一応月額、上限金額が決まっています、それを超えた場合には負担をしますということで、今回計上させていただきました。なので10キロ当たり100円をいただいて、池田種苗も電気料を払っているのですが、一応無理に置いていただいているものですから、月5,000円を超えた場合にはうちが負担しますということで、村のほうで負担を若干させていただいております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございました。

あそこへ設置されましたって言われたときにそれを言ういただければ、こんなことにならないと思います。どうも説明が不足しているのではないかと。今後よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 14ページの真ん中の18節負担金補助及び交付金、川場村手をつなぐ親の会補助金4万円。6月補正でどうして上がってくるのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） お答えいたします。

まず、令和5年度末に、手をつなぐ親の会の休止という連絡をいただきまして、その連絡から4月を過ぎまして、県の団体から、手をつなぐ親の会を引き続きやっていただきたいという要望がありまして、再度私どもに、活動を再開しましたのでお願いしたいという要望がございましたので、ここで計上させていただきました。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 毎年これ上がって行って、単なる計上ミスかと思ったんですけども、内容は分かりました。ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 20ページをお願いいたします。

商工費の14の工事請負費、体育館トイレ改修工事の328万9,000円ということですが、たしか不具合というのは、前からトイレはあったのかと思いますが、当初でなくなぜ補正なのかお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 補正の理由ということです。

以前から不具合等があったんですが、使う方が、ちょっと全部和式でございますので、ちょっと使い勝手が悪いですとか、あとは今後小中学校が一貫校になりまして、サブ体育館となるような位置づけもございまして、そのような使い勝手を考慮しまして、補正として計上いたしました。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 三百二十幾万円という大金ですので、計画性をもって、当初で上げていくのが筋かと思いますが、分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 3 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 8、議案第 3 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第 3 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止をされ、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 3 5 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 7 号））

○議長（小菅秋雄君） 日程第 9、承認第 3 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 7 号））の件を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、承認第3号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の専決処分を行いました補正予算（第7号）は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億2,327万5,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税784万8,000円を追加して計上いたしました。

歳出は、8款土木費1目公共下水道事業費で、補正予算の全額784万8,000円を、下水道事業特別会計への繰出金として追加計上いたしました。下水道事業特別会計で行う下水処理施設のストックマネジメント委託事業の予算に不足が生じたため、下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

議会臨時会を招集するいとまがなく、専決処分としたところであります。今回の補正予算についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 3番宮内です。

今回のこの予算でございますけれども、この予算がそもそも発生した事由について、もう一度説明を担当からいただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 田園整備課でお答えをさせていただきます。

下水道特別会計での、下水道特別会計令和4年度繰越事業の中で未払い金が発生、784万8,000円、お支払いが、歳出自体はあったんですが、歳入欠陥によりまして未払金が支払えなくなったことによりまして、一般会計より繰出をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 足りなくなったから一般会計より繰入れで、しかも専決でしてくださいということなんですけれども、そもそも事業って確定して事業するわけですから、この辺のところのその予算といいますか、財源はきちんと確保されるというのが実情だと思うんですけれども、しかも未払い金があってそれを払ってしまったんで歳入欠陥が起きたという事情は、簡単に言うと起債がその分

減ったということだと思うんで、これからこの事業、また継続するわけですから、その他の事業として、こういうことが二度と起こらないように細心の注意を払って、やはり事業というのは行っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） ここで暫時休憩をとります。

午前 11 時 52 分休憩

午後 0 時 00 分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第 3 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村一般会計補正予算（第 7 号））の件を採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手ゼロ人であります。よって、本件は承認しないことに決定しました。

承認を求める議案が否決されましたので、村長は、地方自治法第 179 条に基づき、速やかに当該処置に関して必要と認める処置を講ずるとともに、その旨を議会に報告するよう求めます。

◎日程第 10 承認第 4 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））

○議長（小菅秋雄君） 日程第 10、承認第 4 号 専決処分の承認について（令和 5 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、承認第 4 号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の専決処分を行いました補正予算第 3 号は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 784 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 2,696 万 6,000 円とするものであ

ります。

歳入の主な内容ですが、令和4年度繰越明許の歳入財源である起債の借入れが不可能となり、令和5年度下水道事業で補助事業分を実施するために財源を組替えし、一般会計繰入金金を784万8,000円の追加補正するものであります。

歳出の内容ですが、下水処理場管渠管理費を目的として、日本下水道事業団と契約締結をしましたストックマネジメント委託契約費として784万8,000円を追加補正させていただきました。

議会臨時会を招集するいとまもなく、専決処分とさせていただきましたところでございますが、趣旨をご理解いただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 3番宮内です。

先ほどの承認と同じなんですけれども、784万8,000円を追加しなければならない理由を先ほど伺いました。

簡単に言いますと、この川場村浄化センター電気設備工事費、当初繰越明許費として6,000万円繰越したわけなんですけれども、これが、なぜこの6,000万円が減額されているのか。それについて当局の説明を求めます。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 当初見込んでいた6,000万円の浄化センター電気設備工事委託事業でございますが、令和5年度中に起工をいたしまして、現場とその繰越した内容を検討いたしまして、工事をするべきなのかどうかというところを現地と、現地で検証した結果、工事費が4,394万円に減額となった次第でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） もともとの工事というのは、簡単に言いますと、契約をして、執行して、その前に入札という手続もあるでしょうけれども、業者選択ということで事業が進んでいくんだと思うんです。なおかつ事業執行中に経費がこれだけ減額になったというのは、本来何か特別な事情があれば別ですけれども、普通はあり得ないと思うんです。

そこでなんですけれども、このときに、なぜその繰越したところを、例えば専決でそのまま繰越分を減額するという手続で収まらなかったのか。そこに何か特殊な事情があるのかどうかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 令和4年度事業に限っては、6,000万円事業ということで、この工事委託事業6,000万円ということで計画はしているのですが、令和2年度から、年度ごとに、大きな事業として、各年度行ってきた事業でございます。その中でその工事が、この年度だけ減額するようになってしまったんですが、令和2年度から、今後もなんですけれども、浄化センターを再構築して残り、耐用年数を延ばしましょうという計画に基づいて行っている事業で、たまたまこの令和4年度事業については、予定されていた事業というか工事が、ボリュームが減ってしまったと。

それは、そのとき気づけばよかったんですが、令和5年度事業、令和5年度事業も併せて事業進行していたり、公会計の移行だとか事業がありまして、この令和4年度の繰越事業について、ちょっと配慮が足りなかった部分があったと思われまして。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございます。

地方自治法では、繰越は、要するに、会計は単年度ですけれども、1年度だけ不測の事態の場合に繰越しを認められるんですけれども、それ以外に繰り越す場合で、継続費というものもあるんです。今後事業が長引く場合はそういう手続も必要になりますので、必ずしも繰越明許でやるということじゃなく、継続費というその事業の仕方がありますから、その辺は十分これから勉強していただいて、こういうことのないようにお願いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認について（令和5年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第3号））の件を採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手ゼロ人であります。よって、本件は承認しないことに決定しました。

承認を求める議案が否決されましたので、村長は、地方自治法第179条に基づき、速やかに当該処置に関して必要と認める処置を講ずるとともに、その旨を議会に報告するよう求めます。

◎日程第 1 1 承認第 5 号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第 1 1、承認第 5 号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、承認第 5 号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和 5 年 1 2 月 2 2 日に、令和 6 年度税制改正の大綱が閣議決定され、令和 6 年 3 月 2 8 日、可決成立したことに伴い、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令がそれぞれ同年 3 月 3 0 日に公布され、原則として令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなるため、川場村税条例の改正を行う必要があり専決処分をしたものであります。

主な改正ですが、個人住民税につきましては、デフレ脱却の一時的な措置として、令和 6 年度分の個人住民税において、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者に対し、納税者本人及び配偶者を含む扶養親族 1 人につき 1 万円が減税されるもののほか、能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例が盛り込まれました。

また、固定資産税につきましては、課税基準の特例や土地の下落修正措置など、現行制度の継続に伴う年度の更新が改められました。

そのほか法律の一部改正に伴い、関連する条例の整備等を行ったものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第 5 号 専決処分の承認について（川場村税条例の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第１２ 承認第６号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する
条例等の一部を改正する条例）

○議長（小菅秋雄君） 日程第６、承認第６号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、承認第６号 専決処分の承認についての説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関連する川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、課税限度額の見直しに対し適用区分を加え、施行日を明確化し、令和６年４月１日から施行するため、専決処分したものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、専決処分についてご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第６号 専決処分の承認について（川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）の件を採決いたします。

本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第１３ 報告第１号 令和５年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１３、報告第１号 令和５年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

直ちに提出者の報告を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、報告第1号 令和5年度川場村一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明を申し上げます。

令和5年度から繰越明許費として令和6年度に繰越した生活支援対策事業802万2,000円、戸籍附票システム改修事業381万7,000円、総額1,183万9,000円について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

◎日程第14 報告第2号 令和5年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、報告第2号 令和5年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

直ちに提出者の報告を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、報告第2号 令和5年度川場村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

令和5年度から、繰越明許費として、令和6年度に繰越した川場村下水道事業ストックマネジメント支援事業2,085万円について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、6月6日から6月11日まで休会とし、6月12日は議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日から6月11日まで休会とし、6月12日は午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時20分散会